

氏 名 若林 明

学位（専攻分野） 博士（文学）

学 位 記 番 号 総研大甲第 1020 号

学位授与の日付 平成 19 年 3 月 23 日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究学専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学 位 論 文 題 目 近代民衆意識の展開と芸能
一人権意識の培養土としての語り芸の役割

論 文 審 査 委 員 主 査 教 授 久留島 浩
教 授 安田 常雄
教 授 常光 徹
助 教 授 能川 泰治（金沢大学）
助 教 授 牧原 憲夫（東京経済大学）

論文内容の要旨

本論は、表題の示すとおり広義の思想史、それも近代民衆思想史の分野に入る論考である。この分野は思想史の分野では比較的新しい領域である。本論はその中でも、近代における民衆的な人権意識に注目し、その展開を歴史的に明らかにしようとしたものである。

しかし、この研究分野は従来の研究方法や手法では十分な解明が難しい分野である。まず、民衆思想はその主体が、民衆であるがゆえに、分析に耐えうる十全たる対象を残していないのが一般である。系統的な著作はもちろんのこと、文字化されたものが残っているのもきわめてまれである。またその思想そのものが、内在的論理分析に耐えうるほど確固とした形をとっていないのが普通である。このような対象の性質から本論考の大きな二つの特徴が導かれた。

本論の第一の特徴は、思想そのものを取り上げるのではなく、その思想を下支えする意識・感性の部分に研究の対象を拡大したことにある。上記のような民衆思想の特徴から、思想となり得ていないが、時間的経過の中で、新しい思想を生み出した観念的形態。ここではそれを「意識」とし、それを歴史的に明らかにしようとしたのが本論の特徴である。そのことによって、近世末期の、百姓一揆を支えた人権意識的な諸観念や地域中間層(村役人など)の行政能力を支えた自立的観念との継続性を見つけ出す糸口にもなり、同時に、大正期以降の様々な文化的展開とも結びつく広がりをもつ民衆思想の一側面を明らかにすることも可能になると考える。

そして、その対象に対して、近代形成期において有効な研究対象として芸能とりわけ語り芸を取り上げたのが、本論のもうひとつの特徴である。対象とする近代形成期は、いまだ学校教育などが広く民衆まで強い影響力を持っておらず、マスメディアも未発達の状態であった。人権意識という近代的意識もふくめた、民衆の諸意識に語り芸が強く影響した可能性がきわめて高い時期であり、この時期こそ、語り芸が「民衆意識」を探る対象として有効な時期と考えられる。

近代社会の形成・成熟過程で、民衆の権利意識が拡大・発展してきたことは、疑えない事実であろう。そこには、社会のさまざまな要素が、人々に働きかけたことは容易に理解できる。教育はもっとも直接的な影響を与えたであろうし、さまざまなメディア、生活様式なども影響を与えたと考えられ、現在でもその研究は進められている。しかし、それらの中に「語り芸」を考察対象とした研究は極めて少ない。ここには、思想を定型化したものと前提し、さらに、芸能などはその表現形態のひとつであるという考え方があったように思う。本論では、上記のように「意識」まで広げて民衆思想を考え、同時に、語り芸がむしろ民衆の人権意識を豊かにしてきたとの仮説をたて、その歴史具体的なあり方を探求しようとする試みである。

第1部は、語り芸(講談)が、近代期の運動と最初に接点を持った自由民権運動期を対象として、そこで芸能と政治意識の接点を象徴的に表現している『東洋民権百家伝』を分析する。『東洋民権百家伝』が、小室信介という民権家であり、芸能的素養豊かな人物によって著されただけでなく、この著作が、講談との強い関係の中で作られた著作であることを考察した。『東洋民権百家伝』が義民といわれる近世の政治的主体を歴史としてまとめられたことと、上記の講談との関係はきわめて自然な出来事であったことを論証した。また、その中で近世の伝統を継ぐ「義民」＝「平民的運動家」といえる主体が発見されていった。これらは、近代における人権意識の培養土の初發的形を確認するものである。

第2部は、第1部の検討をうけて、本論の対象とする1880年代から1900年代の講談の内容的検討を行うものであり、同時に、当時の民衆的関心事となった「事件」=相馬事件と講談内容の変化の関係を検討した。そこで、相馬事件への民衆のかかわり方が変化する時期に、世話物と歴史物という分類から、世話物が歴史物へ、歴史物が世話物へと相互に混交がおこり、その中で「侠客」といわれる人々の活躍が変化していくことを明らかにした。異端者=悪人への関心から、彼らの中に義侠心を発見し、相馬事件などで正義を行使するべき主体の資質とされるに至る。この時期の民衆的人権意識の展開の前提条件をここで確認する。

第3部では、対象とする時期の語り芸を取り巻く都市の環境を検討した。本論の対象時期は、近年研究の進んだ近代都市史研究でも、蓄積の薄い時期である。それも、寄席を中心とした地域社会の検討を東京の中心地日本橋区・京橋区をフィールドとしておこなった。従来明らかにされていなかった寄席の地域的配置の変化や寄席興業の変化を、席亭の変化や寄席を支えた地域有力者層の変化と関連させて明らかにした。ここでは、寄席やそこでの語り芸が地域の中間層によって担われ、この時期に大きな変化に見舞われたこと。しかし、その中でも新たな芸能や新たな寄席興業を行うことでその文化的な主導権を握り続けたことを論証した。これは、日本におこる人権意識がこれら中間層の努力で発展させられたことを表している。尚、この3部は近代都市史の実体論としても、従来蓄積の少ない分野へのアプローチとなっている。

最後の第4部では、人権意識の培養土として語り芸がはたした役割を最も象徴的に表している、幸徳秋水という思想家をとりあげた。幸徳秋水の従来の研究では明らかになつていなかつた芸能との関係を明らかにした。さらに、幸徳の文体に注目し、そこに講談と共に通する要素を確認し、講談が刺激する感性として平民的倫理感が幸徳の思想を支えた感性である事を論じた。これは、幸徳秋水・初期社会主义の評価へのこれまでの研究とは異なつた視点を提示し、方法的にも、論理内容に焦点を当てるのではなく、文体すなわちレトリックにも焦点を当てた新しい提起となつてゐる。同時に、近代思想史研究で蓄積のある人物について取り上げたことで、語り芸と思想の象徴的な関係の例示をしたものである。また、一部から三部のまとめとして第四部があり、人権意識の培養土として講談を最大限に活用した人物として幸徳を取り上げたものである。

論文の審査結果の要旨

本論文は、講談などの「語り芸」が、近代の民衆に人権意識を涵養するうえで果たした歴史的な役割について解明しようとしたものである。時期的には、自由民権期から日露戦後あたりまでを対象とし、「人権意識の培養土」あるいは「思想を支える『素』」としての民衆意識を分析対象としているが、語り芸が寄席という恒常的な場を得て大きく民衆的な芸能として展開し始める近世後期から大正期までを視野に置き、「語り芸」を民衆的芸能史のなかでとらえるのではなく、広い意味の民衆思想史の分析素材として取り扱おうとしている点に最大の特色がある。具体的には、4部構成をとって、それぞれ、講談と深く関わる論点について分析・論証を行っている。まず、第1部では、『東洋民権百家伝』の分析を行い、講談との親近性、およびそのなかで「義民」が発見されていくことを論じた。第2部では、1880年代から1900年代の講談の内容的变化と相馬事件との相関関係について分析した。とくに1890年代の講談の内容分析を、講談の速記録雑誌『百花园』を素材としていることは独自性がある。第3部では、近世都市史で研究が進んだ寄席をとりあげ、寄席の地域性・席亭など地域有力者の変化・地域居住者あるいは客層の変化・寄席での演目の変化などを相互に関連づけながら分析した。とくに、寄席の分布を日本橋区、京橋区で、それぞれ明治12年、明治21年、明治37年の時点で地図上に落とし、その変化について検討した部分は重要な成果の一つである。第4部では、幸徳秋水をとりあげ、秋水の文体が講談のリズムや息づかいと通底することを論証し、初期社会主義と民衆との接点が講談を介してつくられている側面があることを明らかにした。

以上の4部からなる本論文のすぐれた点は、以下の3点である。

- ①これまでの研究で、看過されてきた「芸能」(特に語り芸としての講談)に焦点をあて、明治前期から後期にわたり、その社会的・歴史的意味の断面を明らかにしたこと。
特に『東洋民権百家伝』と小室信介、相馬事件論、日本橋・京橋を中心とする寄席の分布とこれを支えた「中間層」の分析などは、実証性に差はあるものの、結論を仮説として提示しうる水準はもっている。
- ②方法的には、「培養土」という視角によって、定型化された「思想」以前の感性・意識に光をあて、近代民衆意識の研究に一石を投じていること。特に、ロジックの内容分析だけでなく、レトリック(身体表現を含む説得の技術)の領域に焦点をあて、未開拓の分野に挑戦していること。
- ③論文の基本的な軸としては、「人権意識」を主題化し、明治前期から初期社会主義までを、単なる「外来思想」としての「人権意識」の導入と定着という視角ではなく、在来の意識のなかから、同時代に特有の「人権意識」が「語り芸」を通して、どのように語られてきたかを検証している。これにより、民権運動研究及び初期社会主義研究に新たな視界を開こうとしていること。

4部の分析・論証は、それぞれ個別の仮説としても魅力的であり、全体として、民衆の人権意識が、講談という語り芸によって醸成されていく過程について説得的な議論を展開していると言えよう。とくに、民衆の人権意識に伝統的な語り芸が大きな影響を与えたという着想自体が、これまでの思想史ではなかった斬新な点であり、一定のリズムと抑揚をそなえた口調が持つ、理屈抜きに聞き手の身体的快感に訴えかける力と、自由民権運動家・初期社会主義者などの主張が民衆に受け入れられていこととの関係について明らかにした点は独創的である。

2006年7月3日の予備審査では、①「人権意識」などいくつかの独自の用語については、ていねいな定義とそれを使用することについての意義を明確にすること、②国民国

家論・都市史・初期社会主义研究・通俗道德論・芸能史の研究史について、論点内在的な整理をすること、など、いくつかの課題が示されたが、それらが改善されていることも確認された。このうち、「人権意識」については、政治的権利としての民権に限定しないで、①それぞれの時期に「あるべき人間社会の理念」として考え、②現実化のための主体意識に重点をおいた、とし、このような分析概念を使う意味を、思想ではなく感性のレベルまで広げることにあるとしたが、この点については、今後さらに議論を深める必要があると判断された。

また、たとえば、①「百家伝」が書かれる背景や、どのように語り継がれるのかについての分析はしっかりとされているが、語りの特色について、具体的な叙述を引用して分析していないために、「近世に（語り芸を通じて）培われた人権意識」と、「百家伝」の伝えようとした人権意識との比較という点では、充分な議論になっていないこと、②幸徳秋水の文体のリズムに注目したことは成果の一つだが、逆に思想の内容に充分に踏み込んでいないために、これまでの思想史批判という点では弱いこと、など、いくつか実証性の点で充分ではないところも指摘された。さらに、誤字・脱字・不正確な引用箇所などが、いくつかあることも指摘された。

しかし、この論文が、「語り」（講談）という視点を導入して、近世後期から日露戦後まで（おおよそ19世紀）という長いスパンを対象として、一定の水準以上の実証的な分析を行っていること、その結果、上述したような三点の貴重な成果（今後論ずるに値すべき論点）を提示していること、について評価する点では、全員が一致した。今後、この審査および口答諮詢で指摘された問題を克服し、発展するだけの能力を有しており、今後の成果に期待できるという点でも一致した。

その結果、本論文は、博士論文としての資格ありと、全員一致で判断した。